

仕 様 書

一般社団法人 関東広域観光機構（以下「当機構」という）が事務局となり、その加盟団体等が参画し連携して実施する事業の内容について以下の通り定める。

1. 事業名

令和 8 年度（2026 年度）江戸街道・広域エリア情報発信プロモーション事業

「SNS 広告事業」

（以下「本事業」という）

2. 事業の目的

当機構のマネジメントエリア（以下「関東広域エリア」という）の中で、「3. 事業の内容」(1)で規定する本事業の実施主体が有する多種多様な観光資源を、当機構 SNS アカウントを通じて対象市場に向けて情報発信することにより、域内への訪問・周遊に結び付け観光消費拡大に資することを目的とする。

3. 事業の内容

(1) 本事業の実施主体

東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、新潟県、福島県、長野県、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）（以下「連携先都県等」という）及び当機構の 13 団体を実施主体とする。

(2) 事業予算

11,130,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

(3) 事業の概略

当機構が保有する以下の SNS アカウントを活用した関東広域エリアが有する多様な観光コンテンツに係る情報発信コンテンツおよび記事に対する広告事業を主たる事業内容とする。

FB : <https://www.facebook.com/TokyoandAroundTokyo.En>

IG : <https://www.instagram.com/tokyoandaroundtokyo/>

(4) アカウント運用期間

令和 8 年度中の運用とする。準備整い次第 開始し、「事業完了報告書」の提出をもって運用終了とする。

(5) ターゲットとする市場

本事業におけるターゲット市場は、イギリス、アメリカ、オーストラリア及びシンガポール、マレーシア、フィリピン等の英語を主要言語とする国（以下「ターゲット市場」という）とする。

なお、本事業において投稿文等で使用する言語は、英語とする。

(6) その他

本事業実施において、当機構が別途契約した「SNS コンテンツ作成事業」の契約事業者と連携・協力して業務を執り行うこと。

4. 事業における KPI・KGI 等

以下の項目について、投稿回数をもとに記載数値を基準とした KPI・KGI を提案すること。

(1) KPI

- ① リーチ数 FB：3,000,000 以上、IG：2,200,000 以上
- ② エンゲージメント率 FB：全投稿の年間平均 5.0%以上
IG：全投稿の年間平均 6.0%以上
- ③ いいね率 IG のみ：総リーチ数の 3.0%以上

(2) KGI

- ① フォロワー数 FB：198,000 以上（現在のフォロワー数 約 180,000）
IG：95,000 以上（現在のフォロワー数 約 85,000）
- ② Facebookから流入した当機構江戸街道ポータルサイト(<https://greatertokyo.jp/>) へのアクセス数
約700PV以上

5. その他 企画提案において求めること

運営及び管理等に関すること

- ① アカウント乗っ取り、炎上・荒らし、情報漏洩等の防止対策を講じること。
- ② 本事業の運営体制・スタッフ及び事業行程・スケジュールについて記載すること。
- ③ 本事業以外で、行政（都道府県及び基礎自治体）及び観光関連団体（DMO・観光協会等）からの SNS アカウント運用に関する受託実績があれば記載すること。
- ④ 事業実施期間中は、各月単位で投稿結果のデータ収集・整理等を行い、レポートを作成し報告すること。
- ⑤ 事業実施・運用に係る方針を示し、それに基づいた見積書を作成すること。
- ⑥ 広告配信ターゲット及び広告への予算配分については、受託者決定後に協議の上決定することとする。

6. 事業完了報告書等の作成及び提出

- (1) 事業完了後、データ集計、KPI・KGI 達成状況、現状分析及び今後の課題・提案等について取りまとめ、以下の内容を成果物として、速やかに提出すること。
 - ① 事業完了報告書
 - ② 事業概要 ※ ①の要約として、1 ページにまとめたもの（A3 判）
 - ③ 効果測定書
- (2) 提出方法は、紙又は電子データ（PDF 等）のいずれかと、それらを記録媒体に収納したものとする。
- (3) 提出期限は、令和 9 年 1 月 22 日（金）厳守とする。
- (4) 提出先は、（一社）関東広域観光機構とする。なお、本事業における成果目標（KPI・KGI）等が本事業完了時に未達となった場合は、その原因や状況を生じさせた外部要因等について分析及び検証し、事業完了報告書において報告すること。

7. その他留意事項

- (1) 本事業の業務遂行に重要な役割を果たす能力及び経験を有する担当者を明確にし、実施主体との間で連絡・調整を密に行える体制を整えること。
- (2) 本事業は、実施主体と十分な協議を行いながら運営することとし、本仕様書の内容や作業内容等に疑義が生じた場合は、その都度、実施主体と協議の上、その指示に従い作業を進めることとする。また、実施主体は、事業期間中にいつでもその状況報告（報告書の作成含む）を求めることが出来ることとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、関係者間での協議の上、対応することとする。
- (4) 実施主体の確認等が必要な事項については、十分な時間を確保して進めること。

- (5) 本事業の成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって受託者から実施主体に譲渡されたものとする。また、受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないこととする。
- (6) 本事業の投稿内容において権利関係（撮影者、肖像権、掲載物件）につき疑義が発生した場合は、全て受託者の責任において対応すること。
- (7) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正又は再印刷等の必要な措置を講じること。
- (8) 本事業で取り扱う個人情報の管理は、厳正に実施すること。
- (9) 必要に応じて緊急時の連絡体制を構築し、実施主体と情報を共有すること。

以 上